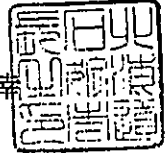


石子家第 743 号
令和 2 年 6 月 24 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田 直範 様

石狩市長 加藤 龍幸



「ひとり親世帯臨時特別給付金」給付事業実施に伴う児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成受給者データの利用について

「ひとり親世帯臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭には、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯の生活を支援するため、国はひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を実施することを決定しました。

当事業の実施主体は都道府県又は市区町村であり、当市の支給対象者については、当市が実施主体となります。

当市においては、1. 支給対象者が令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の受給者及び公的年金給付等により支給が停止されている児童扶養手当受給資格者又はひとり親世帯のうち新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した者であること、2. 市が把握しうる限りのひとり親世帯へ通知し、申請の勧奨をするよう厚生労働省より指示されていること、3. ひとり親世帯への生活支援策の趣旨に鑑み、本年 8 月から 9 月までの早期に給付金を支給するよう厚生労働省より指示されていることから、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の主管課である保健福祉部子ども家庭課において、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成受給者情報を利用することによる支給事務の実施を予定しております。

以上から、本支給事務の実施にあたっては、対象者を抽出するために児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成受給者データの利用が必要なため、これらのデータの目的外利用に関して、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定に基づき、貴審査会に諮問します。

記

- 1 個人情報の目的外利用の内容(児童扶養手当情報・ひとり親家庭等医療費助成受給者情報)別紙

(保健福祉部子ども家庭課)

石 狩 市

別紙

1 個人情報の目的外利用の内容

(児童扶養手当情報)

① 対象者

児童扶養手当受給資格者（6月分支給対象者及び6月末時点受給資格者）

② 情報内容

児童扶養手当情報

NO	日本語項目名	備考
1	宛名番号	個人番号・世帯番号
2	氏名	
3	住所	
4	生年月日	
5	児童扶養手当振込口座	金融機関情報、支店情報、口座番号
6	電話番号	固定電話・携帯電話
7	対象児童氏名、生年月日、続柄	
8	受給額（6月分）	

(ひとり親家庭等医療費助成受給者情報)

① 対象者

ひとり親家庭等医療費助成受給対象者（6月末時点）

② 情報内容

ひとり親家庭等医療費助成情報

NO	日本語項目名	備考
1	宛名番号	個人番号
2	氏名	
3	住所	
4	生年月日	
5	電話番号	固定電話・携帯電話
6	対象児童氏名、生年月日、続柄	

令和2年6月29日

石狩市長 加藤龍幸様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範



令和2年6月24日付け石子家第743号をもって諮問のありました、「『ひとり親世帯臨時特別給付金』給付事業実施に伴う児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成受給者データの利用について」を審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【付帯意見】

個人情報の利用は事務手続上必要最小限とし、個人情報の取扱いに当たっては媒体を問わず、石狩市個人情報保護条例で定める義務を遵守してください。